

はじめに

本書は、主に金融機関の営業店・営業部門に属する職員の方々に向け、金融機関における重要課題となっているマネー・ロンダリング・テロ資金供与（マネロン・テロ資金供与）対策について正しく理解していただくために、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）や、金融庁の「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（ガイドライン）で求められる措置、マネロン・テロ資金供与対策として特に重要なポイントを、できるかぎりわかりやすく解説したものです。

金融システムは、各金融機関が行う送金・決済・振替などの様々な機能が集積して、資金の流れを形成し、わが国だけではなく、グローバルなネットワークを構築しています。

このような金融システムに参加している金融機関が、ひとたびマネロン・テロ資金供与に利用されれば、金融システム全体に甚大な影響を及ぼす危険があります。

そのため、金融システムの参加者である各金融機関は、自ら行う取引がマネロン・テロ資金供与に利用されないよう、強固なリスク管理態勢を構築する必要があります。

また、マネロン・テロ資金供与を行おうとする者は、何とか金融機関のリスク管理態勢の隙をつこうと、手を変え品を変え、新たな手法を駆使します。そのため、リスク管理態勢については、各地におけるマネロン・テロ資金供与の状況や各国の規制当局の動向も踏まえ、常に改善を図っていく必要があります。

マネロン・テロ資金供与を防ぐために最も重要なことは、営業店や営業部門に所属し、顧客と直接接する職員の方々が、「この取引は、通常一般に行われる取引ではない、どこかおかしい」、「この顧客の資産・収入状況からして、このような高額の取引が行われるのはどうも不自然だ」というように「気づき」を持つことです。

そのためには、金融機関に属するすべての職員の方々が、自らの職務に関わりを持つマネロン・テロ資金供与のリスクおよびその対策を正しく理解することが不可欠です。

本書初版の発刊以降、金融庁によるモニタリングの推進、ガイドラインや犯収法施行規則の改正、全銀協の参考例に基づく預金規定改訂の動きなど、マネロン・テロ資金供与対策における変化には目まぐるしいものがあります。本書第2版では、それらの流れを織り込んでおりますが、FATF第4次対日相互審査が最終段階を迎える中、審査結果も踏まえたさらなる変化にも備え、引き続き不断の高度化を図ることが求められていくことでしょう。

そうした中において、本書が、マネロン・テロ資金供与対策に関わる読者の実務の一助となることを祈念しています。

2019年11月

弁護士法人 中央総合法律事務所

著者を代表して 弁護士 國吉 雅男

CONTENTS

第1章 マネー・ローンダリング対策総論

- Q 1** マネー・ローンダリングとは、どのような行為ですか。また、マネロン対策が求められている理由は何ですか？ ▶▶ 2
- Q 2** マネロンによる犯罪収益の移転を防止するために、金融機関に求められる対策の要点を教えてください。 ▶▶ 4
- Q 3** 金融庁が、金融機関に対してマネロン対策の強化および態勢整備の高度化を促している理由を教えてください。 ▶▶ 7
- Q 4** 金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について教えてください。 ▶▶ 10
- Q 5** 金融庁がこれまでに行ったモニタリングにより明らかになったマネロン等対策の課題について教えてください。 ▶▶ 14
- Q 6** ガイドラインは、2019年4月に改正されましたが、どのような点が改正されましたか。改正の概要について教えてください。 ▶▶ 19
- Q 7** 金融機関が行うマネロン対策は、どのようにマネロン事犯の摘発に生かされますか？ ▶▶ 23
- Q 8** 金融機関が適切なマネロン対策を講じない場合、どのようなリスクがありますか？ ▶▶ 26
- Q 9** マネロン対策と反社対応の関係を教えてください。 ▶▶ 28

第2章 リスクベース・アプローチ

- Q10** マネロン対策におけるリスクベース・アプローチとは、どのような手法ですか？ ▶▶ 32
- Q11** 実効的なリスクベース・アプローチを実践するために、どのようなプロセスを経る必要がありますか？ ▶▶ 34
- Q12** リスクベース・アプローチにおけるリスクの特定の段階のポイントを教えてください。 ▶▶ 36
- Q13** リスクベース・アプローチにおけるリスクの評価の段階のポイントを教えてください。 ▶▶ 40
- Q14** 改正ガイドラインで規定された「全ての顧客のリスク評価」の必要性・重要性について教えてください。 ▶▶ 42

- Q15** リスクベース・アプローチにおけるリスク低減措置の採択・実施の段階のポイントを教えてください。 ▶▶ 47

第3章 取引時確認等の顧客管理措置

- Q16** ガイドライン上、適切に実施することが求められている「顧客管理」とは、どのような内容ですか？ ▶▶ 52
- Q17** 犯収法に基づく取引時確認を行わなければならないのは、どのような事業者ですか。当行のクレジットカード子会社には取引時確認の義務がありますか？ ▶▶ 56
- Q18** 金融機関がお客様の取引時確認を行う必要があるのは、どのような場合ですか。預金口座から250万円を引き出したいとして来店されたお客様に対しては、取引時確認を行う必要がありますか？ ▶▶ 58
- Q19** 過去の口座開設時に取引時確認を実施していないお客様から、200万円を超える預金払戻しの依頼があり、取引時確認を求めたところ、頑としてこれに応じない場合、金融機関としてはどのように対応すればよいですか？ ▶▶ 61
- Q20** 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する」取引とは、どのような取引ですか。これに該当するかどうかはどのように判断すればよいですか？ ▶▶ 63
- Q21** お客様の取引時確認を行う場合には、どのような事項を確認する必要がありますか？ ▶▶ 65
- Q22** 犯収法上の高リスク取引とは、どのような取引ですか。また、これに該当する場合には、どのような対応が必要となりますか？ ▶▶ 67
- Q23** インターネットでの銀行口座の開設など、お客様と直接対面しないで行う取引の場合の取引時確認は、どのような方法で行いますか？ ▶▶ 70
- Q24** お客様と直接対面しないで行う取引時確認の方法が、2020年4月から一部厳格化されるとのことですが、どのような内容に変わるのですか？ ▶▶ 73
- Q25** 取引時確認の際にお客様から提示を受ける必要のある本人確認書類には、どのようなものがありますか？ ▶▶ 76
- Q26** 取引時確認に当たり、お客様から、マイナンバーや基礎年金番号が含まれる本人確認書類を提示された場合、留意すべき事項はありますか？ ▶▶ 78
- Q27** お客様の取引を行う目的、職業・事業内容は、どのような方法で確認すればよいですか？ ▶▶ 80

- Q28** お客様の代理として来店した方の確認事項は何ですか。また、法人のお客様の場合は、どのようになりますか？ ▶▶ 83
- Q29** 法人の実質的支配者を確認する必要があるのはなぜですか。また、どのような方が実質的支配者に当たりますか？ ▶▶ 86
- Q30** 法人の実質的支配者は、どのように確認すればよいですか？ ▶▶ 89
- Q31** 外国PEPsとは、どのような方ですか。外国PEPsの方との取引が高リスク取引とされているのはなぜですか？ ▶▶ 91
- Q32** お客様が外国PEPsに該当するかどうかは、どのように確認すればよいですか？ ▶▶ 93
- Q33** マネー・ローンダリング等のリスク遮断とはどういうことですか。どのような場合でも遮断の対応を採ることは可能ですか？ ▶▶ 95
- Q34** 全国銀行協会の「金融庁『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』を踏まえた普通預金規定・参考例について」とは、どういった内容ですか？ ▶▶ 98
- Q35** 確認記録の作成・保存について教えてください。 ▶▶ 102
- Q36** 取引記録の作成・保存について教えてください。 ▶▶ 106
- Q37** 犯収法において求められる取引時確認等を的確に行うための措置の概要について教えてください。 ▶▶ 109

第4章 疑わしい取引の届出

- Q38** 犯収法に基づく疑わしい取引の届出制度の概要を教えてください。 ▶▶ 114
- Q39** 疑わしい取引とは、どのような取引ですか？ ▶▶ 116
- Q40** 疑わしい取引に関して、ガイドライン上、対応が求められている事項について教えてください。 ▶▶ 119
- Q41** 疑わしい取引か否かの判断は、どのような項目に基づいて行えばよいですか？ ▶▶ 122
- Q42** 疑わしい取引に該当するかは、どのような方法により確認すればよいですか。新規顧客との取引、既存顧客との取引、高リスク取引とで、判断方法はどのように異なりますか？ ▶▶ 125
- Q43** 疑わしい取引の届出の方式には、どのようなものがありますか？ ▶▶ 127
- Q44** 銀行や信用金庫などの預貯金取扱金融機関において、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として、特に注意を払うべき取引の類型を教えてください。 ▶▶ 130



金融庁が、金融機関に対してマネロン対策の強化および態勢整備の高度化を促している理由を教えてください。

A わが国については、令和元（2019）年にFATF第4次対日相互審査が行われましたが、審査に向け、当局および金融機関が、官民一体で早急にマネー・ローンダリング等対策の態勢整備を強化する必要があったことが大きな理由の一つです。しかし、審査後もマネロン等対策の必要性および重要性は変わりませんので、引き続き対応が求められます。

1. FATF第4次対日相互審査

わが国では、FATFによる平成20（2008）年の第3次相互審査において、法制度上の不備事項の指摘を受けて以降、犯収法の立法や改正など対応の高度化が図られてきました。令和元（2019）年には、FATF第4次対日相互審査が実施されました。

具体的には、わが国は、まず審査員に対し「法令整備状況に係る申告書」と「有効性に係る申告書」を提出した後、これらの申告書について審査員により書面審査が行われ、10月から11月にかけてオンサイト審査が実施されました。

そして、これらの書面審査、オンサイト審査を踏まえ、審査員により審査報告書の第一次案が作成され、2019年末から2020年の春頃にかけて議論が行われ、対面会合を経て、報告書案の内容がほぼ確定し、2020年6月頃に審査報告書が討議され、採択される予定です。

このような中、わが国の金融機関は、「有効性に係る申告書」の作成に当たって当局等の求めに応じ必要な情報を提供する必要があったほか、オンサイト審査の対象となる金融機関はわが国の特定事業者の代表として、かかるオンサイト審査に対し適切に対応する必要があったことから、早急

にマネー・ローンダリング等対策の態勢整備を行わなければなりませんでした。

金融庁においても、平成30（2018）年2月2日、マネロン・テロ資金供与対策体制強化の一環として、マネロンやテロ資金供与対策に係るモニタリングの企画等を実施する「マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室」を設置するなど、官民一体で審査に臨む必要があったのです。

2. FATF第4次審査の特徴

これまでのFATF審査においては、技術的遵守状況（TC：Technical Compliance）のみが審査の対象となっていました。第4次審査では技術的遵守状況に加え、有効性（Effectiveness）も審査の対象とされました。

技術的遵守状況とは、FATF勧告の内容に即して法令の整備がなされていること、すなわちFATF勧告の内容が法令の形で法的拘束力をもって実現されていることであり、その審査は形式的なものです。しかし、第4次審査では、この技術的遵守状況に加え、国ベースでのリスクの理解と調整の実現度、有効性のほか、金融機関等によるリスクに応じた対応の実現度、有効性についても審査の対象とされることとなっています。

技術的遵守状況は、C（Compliant）、LC（Largely Compliant）、PC（Partially Compliant）、NC（Non Compliant）の4段階で評価され、また、有効性審査では、11の直接的効果（Immediate Outcomes）の実現度・有効性がH（High level of Effectiveness）、S（Substantial level）、M（Moderate level）、L（Low level）の4段階で評価されます。

その直接的効果の1つとして「金融機関等がAML/CFT（Anti-Money Laundering / Counter Financing of Terrorism）の予防措置についてそのリスクに応じて的確に講じており、疑わしい取引を報告していること」（直接的効果4）があり、その主要課題として、以下の点が挙げられています（下線筆者）。

1. 金融機関等は、自己のML/TF（Money Laundering / Terrorist Financing）リスク及びAML/CFTの義務をどの程度よく理解しているか

2. 金融機関等は、自己のリスクに見合ったリスク軽減措置をどの程度よく適用しているか
 3. 金融機関等は、顧客管理措置及び記録保存措置（実質的支配者情報及び継続的モニタリングを含む）をどの程度よく理解しているか
 4. 金融機関等は、以下に対する強化された措置又は特別の措置をどの程度よく適用しているか
 - a. PEPs
 - b. コルレス銀行
 - c. 新しい技術
 - d. 電信送金規則
 - e. TF関係者への金融制裁
 - f. FATFが特定した高リスク国
 5. 金融機関等は、犯罪収益と疑われるものやテロ支援を疑われる資金について、報告義務をどの程度果たしているか。内報を防ぐ現実的の方策は何か
 6. 金融機関等は、AML/CFTに対する義務を履行するため内部管理及び手続を（グループレベルを含め）どの程度よく適用しているか
- (出所) JAFIC「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会（平成26年7月）報告」抜粋

金融庁が各金融機関に対し、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策の高度化（各金融機関のビジネス環境等を踏まえたリスク評価、組織横断的な緊密な連携、戦略的な人材確保・教育・資源配分等）を求めているのは、上記FATF勧告の内容およびFATFの評価手法を踏まえてのものです。

各金融機関においては、FATF勧告が掲げるリスクベース・アプローチの内容およびその評価手法を十分に理解の上、実効的なリスクベース・アプローチの実践に取り組む必要があります。

3. FATF審査後の対応の必要性

もっとも、マネロン等対策は、単にFATF審査があるからという理由で行われるものではありません。審査後も、その必要性や重要性は変わることはありませんし、また、審査結果を踏まえたフォローアッププロセスにも対応していく必要がありますので、引き続き、不断の対応、高度化が求められることに留意しなければなりません。



ガイドラインの改正において規定された「全ての顧客のリスク評価」の必要性・重要性について教えてください。

A 継続的顧客管理を実効的に行うためには、取引時確認等の顧客受入時の管理措置の深度や継続的な顧客管理措置の頻度および取引モニタリングの敷居値の設定等の具体的なリスク低減措置の内容を決定するに当たり、顧客のリスク評価を行うことが不可欠です。

そのため、顧客のリスク評価とは、全ての商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する金融機関等におけるリスクの評価の結果を総合し、利用する商品・サービスや顧客属性等に従って全ての顧客についてリスク評価を行うことを意味し、金融庁は、金融機関に対し、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断することおよび継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客のリスク評価を見直すことを求めています。

1. 全ての顧客のリスク評価に関するガイドラインの内容

ガイドラインの改正においては、リスクベース・アプローチにおけるリスク低減措置の中核をなす顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス）の項目において、取引関係の開始時、継続時、終了時の過程で確認した情報を総合的に考慮して、全ての顧客についてリスク評価を実施すべきことが新たに規定されました。具体的には、【対応が求められる事項】として、以下の内容が盛り込まれました（改正点は下線部）。

- ⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低

減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること

⑦～⑧（略）

⑨ 後記「(v) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること

イ. ～ハ.（略）

二. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、定期的に顧客情報の確認を実施するとともに、例えば高リスクと判断した顧客については調査頻度を高める一方、低リスクと判断した顧客については調査頻度を低くするなど、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること

ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客のリスク評価を見直すこと

2. 顧客リスク評価に基づく継続的顧客管理

(1) 継続的顧客管理の課題と顧客リスク評価の必要性・重要性

ガイドラインでは、II-2(3)(ii)「顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）の項目の【対応が求められる事項】①・②として、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案して、リスクが高い顧客・取引を判断し、かつリスクが高い顧客・取引への対応を類型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針（顧客受入方針）を定めることが規定されています。

これを受け、各金融機関では、反社会的勢力、外為法に基づく制裁リストや米国OFAC規制のSDNリストに該当するテロリストはリスクが極めて高いため、これらの者とは取引を行わない、あるいは外国PEPsや非居住者との取引については一般的にリスクが高いため、取引は謝絶しないものの厳格なモニタリングを行う等の内容を定めた顧客受入方針を定め、取引関係の開始時における対応を強化してきました。



お客様と直接対面しないで行う取引時確認の方法が、2020年4月から一部厳格化されるとのことですが、どのような内容に変わるのですか？

A 令和2（2020）年4月から、個人のお客様との間で非対面取引を行う場合、取引時確認の方法のうち、転送不要郵便物等として取引関係文書を送付する方法および本人限定郵便により取引関係文書を送付する方法において必要となる本人確認書類の種類や組み合わせなどが変更されます。

1. 厳格化の背景

お客様と直接対面することのない非対面取引については、これまでも、取引の相手方の性別、年代、容貌、言動や、本人確認書類の手触りや質感といったことを直接確認することによるチェックができないことから、本人特定事項の偽りや他人へのなりすましの危険性が指摘されてきました。こうした中、近年、空き家を住居とした偽造の本人確認書類の写しを悪用して、その空き家にキャッシュカードやクレジットカードなどを配達させるなどの不正事例が認知されていることから、令和2（2020）年4月1日より、非対面取引における取引時確認の方法が一部厳格化されることになりました。

2. 転送不要郵便物等を用いた確認方法の厳格化

(1) 厳格化の内容

転送不要郵便物等を用いた確認方法による場合、改正後は、次の5つの措置のいずれかが必要となります。

① 本人確認書類の原本の送付を受ける

この方法による場合、通常は、住民票の写しや印鑑登録証明書のような、複数枚発行される本人確認書類の原本の送付を受けることが想定されてい

ます。

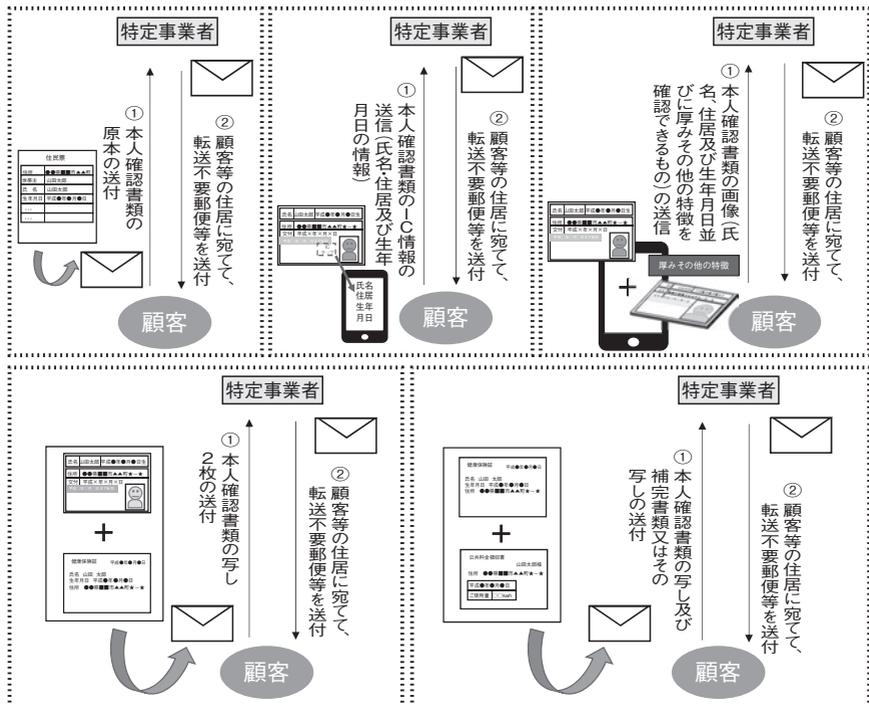
② ICチップ情報の送信を受ける

ICチップは、運転免許証やマイナンバーカード、在留カードなどに組み込まれていますので、そこに記録された本人特定事項の情報の送信を受けることとなります。

③ 1枚に限り発行された本人確認書類の画像情報の送信を受ける

これは、運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証など、1枚に限り発行された本人確認書類を、特定事業者が提供するスマートフォンのアプリなどを用いてお客様に撮影していただき、その画像情報の送信を受けるという方法です。そこに記載された本人特定事項が確認できる画像でなければならない、十分な解像度が要求されることをはじめ、カラー画像であ

【図表 6】 転送不要郵便物等を用いた確認方法の厳格化



(出所) 警察庁「平成30年改正犯罪収益移転防止法施行規則 (平成30年11月30日公布) に関する資料」



犯収法に基づく疑わしい取引の届出制度の概要を教えてください。

A 疑わしい取引の届出制度は、特定事業者から犯罪による収益に係る疑わしい取引に関する情報を集約してマネー・ローンダリング犯罪またはその前提犯罪の捜査に役立てることを主な目的とするものであり、本人特定事項の確認や確認記録・取引記録の作成・保存義務と同様に、FATF勧告に基づき、各国に対して導入が求められている制度です。

1. 疑わしい取引の届出制度の沿革

疑わしい取引の届出制度は、本人特定事項の確認や確認記録・取引記録の作成・保存義務と同様に、FATF勧告に基づき、各国に対して導入が求められている制度です。わが国では、「ウタトリ」という略称で呼ばれることも多い制度ですが、海外では、一般に「SAR」(Suspicious Activity Report) または「STR」(Suspicious Transaction Report) と呼ばれています。

わが国では、平成4(1992)年の麻薬特例法の施行により、金融機関等に対して薬物犯罪収益に関する疑わしい取引の届出制度が創設されました。その後、平成12(2000)年の組織的犯罪処罰法(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)の施行により、疑わしい取引の届出の対象となる犯罪が薬物犯罪から一定の重大犯罪に拡大されています。

疑わしい取引の届出は年々増加しており、個別事件の直接的端緒としてだけでなく、犯罪被害財産の発見や、暴力団の資金源の把握に役立つなど、組織犯罪対策を推進する上で重要な情報源となっています。

こうした背景から、組織的犯罪処罰法では、金融機関等に対して疑わしい取引の届出が義務付けられていましたが、平成20(2008)年3月の犯罪収益移転防止法の施行により、士業者を除く金融機関等以外の一定の事業

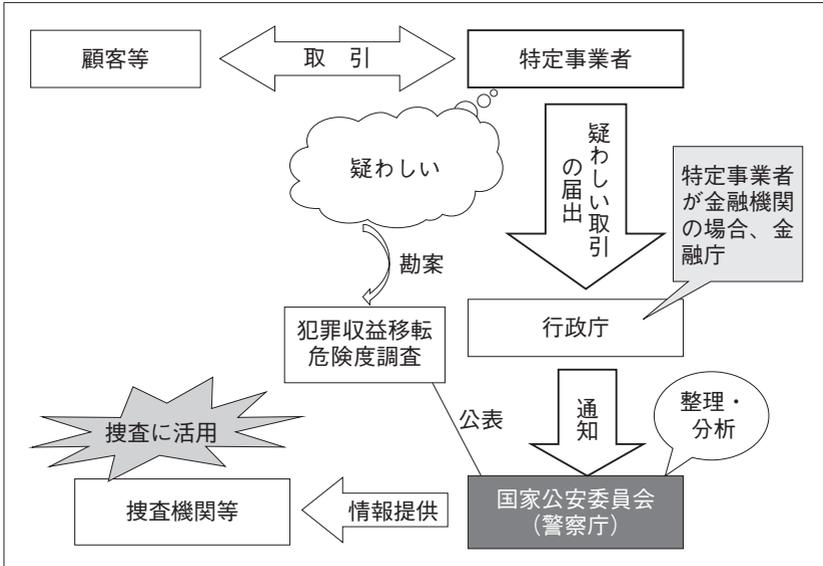
者にも適用範囲が拡大されました（犯収法8条）。

2. 疑わしい取引の届出制度の内容

疑わしい取引の届出の制度は、犯罪収益等の仮装、隠匿等のマネー・ローンダリング行為が、金融機関等の特定事業者における特定業務を利用して行われたり、犯罪による収益の移転に利用されやすいことに鑑み、特定事業者から犯罪による収益に係る疑わしい取引に関する情報を集約してマネー・ローンダリング犯罪またはその前提犯罪の捜査に役立てることを主目的としています。また、あわせて、犯罪者によって特定事業者が利用されることを防止し、特定事業者に対する信頼を確保しようとするものです。

特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報は、国家公安委員会・警察庁で集約して、整理・分析することにより、マネー・ローンダリング犯罪や各種犯罪の捜査等に活用されることになります。

【図表9】疑わしい取引に関する情報の活用



(出所) JAFIC「犯罪収益移転防止法の概要（平成30年11月30日以降の特定事業者向け）」
抜粋・加工

●執筆者紹介

國吉 雅男 (くによし・まさお)

弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員弁護士 (パートナー)。
京都大学経済学部卒業。2011年7月～2013年12月金融庁監督局総務課 (法令等遵守調査室を併任) にて勤務。金融レギュレーション、金融機関のM&A、金融機関のコンプライアンス事案をはじめとする様々な法的ニーズに対応しているほか、金融庁においてAML/CFT対応を担当していた経験を生かし、各種金融機関に対しAML/CFT対応に係る法的アドバイスの提供を日常的に行っている。

金澤 浩志 (かなざわ・こうじ)

弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員弁護士 (パートナー)。
京都大学法学部、ノースウェスタン大学ロースクール卒業 (LL.M. with honors)。
日本・NY州弁護士。2014年1月～2015年12月金融庁監督局総務課 (国際監督室等兼務)。近時の論文として、「全銀協『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた普通預金規定・参考例』に関する諸問題の検討」(銀行法務21 843号) 等があり、AML/CFT対応を含む総合的な金融機関へのアドバイス業務に従事している。

高橋 瑛輝 (たかはし・えいき)

弁護士法人中央総合法律事務所 弁護士
京都大学法学部卒業、京都大学法科大学院修了。2011年弁護士登録。2016年金融庁監督局総務課課長補佐 (国際監督室等を併任)、2018年モニタリング管理官、金融証券検査官を経て、同年弁護士法人中央総合法律事務所に復帰。AML/CFTを中心に、金融機関のコンプライアンスに関するアドバイス等を行っている。

(初版執筆 共著)

小宮 俊 (こみや・しゅん)

弁護士法人中央総合法律事務所 弁護士。
慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了。2016年弁護士登録。金融関係の企業法務や訴訟対応に取り組むほか、金融機関に対するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる相談対応を行っている。
2018年4月～2019年11月現在、金融庁監督局総務課に勤務中。

金融機関行職員のための マネー・ローンダリング対策 Q & A [第2版]

2018年3月20日 初版第1刷発行
2019年8月30日 第9刷発行
2019年12月15日 第2版第1刷発行

著者 國吉雅男
金澤浩志
高橋瑛輝
発行者 金子幸司
発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

表紙デザイン／清水裕久 (Pesco Paint)
制作／西牟田隼人 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

©Masao Kuniyoshi, Koji Kanazawa, Eiki Takahashi 2019 Printed in Japan ISBN978-4-7668-2446-9

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。